

熊本港植物防疫検査等出張費用助成金交付要項

(目的)

第1条 この要項は、熊本港のコンテナ貨物のうち、植物防疫検査（ガス検査を含む）及び輸入食品検査の対象となるものについて、検査担当者の出張費を助成することで熊本港に検査関係機関等がないことによる荷主の負担を軽減し、もって取扱コンテナ貨物量の増加に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金は、熊本港に寄港するコンテナ定期航路を利用して、植物防疫検査（ガス検査を含む）及び輸入食品検査の対象となる貨物の輸出入を行った際に、植物検疫協会の担当者、植物防疫検査に要するガス検査のための検査会社担当者及び厚生労働省が指定する輸入食品検査機関担当者の出張費を負担すべき荷主に対して、港湾運送事業者を通じて助成する。

(助成対象期間)

第3条 この要項に基づく助成の対象となる期間は、当該年度中とし、この期間に当該出張費負担の原因となる検査が行われたものを対象とする。

(助成金の交付申請)

第4条 申請は、事後申請方式とし、この要項に基づく助成金の交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 前項に定める交付申請書の提出に当たっては、別記第1号様式と併せて、同様式に定める関係書類を提出し、事務局長の確認を受けるものとする。
- 3 第1項の規定による交付申請書の提出期限は、当月の実績分について、翌月15日とする。ただし、4月及び5月実績分については、7月15日とする。なお、これらの日が休、祝日の場合は、その前日とする。

(助成総額の上限)

第5条 この要項に基づく助成総額は当該事業の予算額の範囲内とする。なお、当該助成金の申請者が複数ある場合で、かつ助成対象経費（第3条第2項の規定に基づく領収書を提出し、事務局長の確認を受けたものに限る。）の総額が当該予算額を上回る場合は、各申請者に係る助成対象経費に応じて、当該予算額を按分した額を、各申請者に対する助成額として認定し、支払うものとする。

(助成金の交付)

第6条 会長は、第4条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、熊本港植物防疫検査等出張費用助成金交付決定通知書（別記第2号様式）、又は熊本港植物防疫検査等出張費用助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、

申請者に通知し、助成金を交付する場合、通知後すみやかに交付を行うものとする。

(調査及び報告等)

第7条 会長は、助成金の交付の適正を期するため、申請者等に対し報告を求め、若しくは必要な指示をし、または事務局員に隨時必要な調査をさせることができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 会長は、第6条の規定により交付決定をした申請者で、次の各号の一に該当する事由があるときは、助成金の交付金額の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 申請書その他の書類に虚偽の記載があったとき。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から適用する。

この要項は、平成17年4月1日から適用する。

この要項は、平成18年4月1日から適用する。

この要項は、平成23年4月1日から適用する。

この要項は、平成24年4月1日から適用する。